

入札参加停止措置について

業者名 (所在地)	三菱電機(株)：東京都千代田区丸の内二丁目7-3
停止期間	令和5年6月8日～令和5年7月7日(1か月)
停止措置の理由	上記の者は、電波法の規定に基づき、令和5年3月に総務省関東総合通信局から登録検査等事業について、業務停止命令及び業務改善命令を受けた。
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等) (入札参加停止等) 第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じ別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。 別表第2 9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第1又は1の項から8の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (3) 関係法令に重大な違反をしたとき。 イ 府内工事等又は府外工事等における違反 1月

【お問い合わせ先】

契約課：☎0773-66-1065、FAX0773-62-9894
E-mail: keiyaku@city.maizuru.lg.jp